

用語の説明

産業分類（さんぎょうぶんるい）→日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したもの。実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。なお、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

事業所（じぎょうしょ）～経済センサス～

経済活動が行われる場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

従業者（じゅうぎょうしゃ）～経済センサス～

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

就業者（しゅうぎょうしゃ）～国勢調査～

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
また、家族の人が自家営業の手伝いをした場合は、無給であっても収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

家族従業者（かぞくじゅうぎょうしゃ）～就業構造基本調査～

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者。

常用労働者（じょうようろうどうしゃ）～毎月勤労統計調査～

次のいずれかに該当する労働者をいう（船員法の船員を除く。）。

- (1) 期間を定めずに雇われている者
- (2) 1 か月以上の期間を定めて雇われている者
なお、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用され、賃金を支払われる者である。

臨時・季節（りんじ・きせつ）

「臨時」とは、雇用契約において 1 か月以上 4 か月未満の雇用期間が定められているものをいい、「季節」とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定期間（4 か月未満、4 か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

月間有効求職者数（げっかんゆうこうきゅうしよくしやすう）

前月から繰り越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期間が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。）と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

月間有効求人数（げっかんゆうこうきゅうじんすう）

前月から繰り越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期間が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。